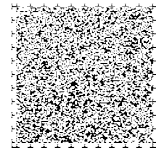




介護保険外のサービス



神戸市では、在宅で暮らす高齢者の自立生活を支援するために、介護保険外のサービスとして以下の事業を実施しています。

1. 要介護（要支援）認定が必要なサービス

サービス名	内 容	対 象 者	問い合わせ先
住宅改修 助成・貸付	介護保険の限度額を超える住宅改修工事費や介護保険の給付対象外の工事費の一部を最高100万円を限度として助成・貸付します。	要支援・要介護と認定された方（生計中心者の所得制限あり）	 あんしんすこやか センター 詳しくは、P43～P47へ
紙おむつの 支給	在宅でねたきりの高齢者等またはその方を介護している家族の方に紙おむつ・尿とりパッドを支給します。	要介護4・5と認定された市民税非課税世帯の高齢者等または、その方を介護している家族等	 「えがの窓口」シンボルマーク えがの窓口 詳しくは、P15へ
訪問理美容 サービス	理容所・美容院に出向くことが困難な高齢者等のご自宅を訪問し、調髪・カットを実施します。	65歳以上で要介護4・5と認定された方	
家族介護 慰労金の支給	ねたきりまたは認知症の症状のある高齢者を常時介護している方の心身の苦勞などをねぎらうため、家族介護慰労金を支給します。	65歳以上で要介護4・5と認定された方（要介護3でも同等とみなす場合あり）の家族で、過去1年間介護保険のサービスを利用せず在宅で家族介護を続けてきた方（老齢福祉年金の所得制限以下など所得要件あり）	居住地の区役所 保健福祉部 保健福祉課


P4
介護保険の
しくみ

P6
加入者と
保険証

P8
保険料の
しくみ

P13
介護保険による
サービスの利用

2. 要介護（要支援）認定が不要なサービス

サービス名	内 容	対 象 者	問い合わせ先
生活支援 ショートステイ	特別養護老人ホームなどの入所施設で短期間必要なサービスを提供します。	非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された方で一時的に在宅生活が困難となった高齢者	 あんしんすこやか センター 詳しくは、P43～P47へ
高齢者 安心登録事業	高齢者の情報を事前登録し、登録者が行方不明となった場合に、行方不明時の服装等の情報を24時間地域の協力者に対し電子メールで送信し、警察署への情報提供を呼びかけます。	市内に居住する行方不明など日常生活に心配がある在宅高齢者	
KOBEみまもり ヘルパー	在宅生活への支援として、自宅に訪問し、見守りや話し相手、外出付き添い等を行うヘルパーサービス。	認知症または軽度認知障害（MCI）と診断された方	担当ケアマネジャー （えがの窓口） またはあんしん すこやかセンター
認知症 診断助成制度	地域の医療機関で認知症の疑いの有無を診る認知機能検診（無料）と、認知症の疑いありの方を対象とした精密検査（検査費用を助成）の2段階の診断で、認知症の早期受診を支援します。	65歳以上の市民	神戸市総合 コールセンター
認知症 事故救済制度	認知症の方を対象に、「賠償責任保険」と「GPS 安心かけつけサービス（※月額利用料等は自己負担）」を実施します。	認知症の診断を受けた市民	事故救済制度専用 コールセンター

P41
介護保険以外の
サービス

P42
介護保険サービス
の利用にあたって

P43
相談窓口

